

3. 乳幼児期



出生の届出と助成・相談等

出生届

問合せ窓口：町民環境課戸籍住民担当 TEL87-2115

生まれた日を含めて14日以内に届出をしてください。

※出生の届出をすると住民登録や戸籍へ記載されます。

※個人番号通知書は届出から数週間後に、国の機関から簡易書留で郵送されます。

★手続きに必要なもの：

- ・出生証明書（出生した医療機関から交付されます。「出生届」の右半分になります）
- ・母子健康手帳
- ・印鑑
- ・届出人の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

国民健康保険の加入

問合せ窓口：保健福祉課国保担当 TEL87-2161

お子さんが国民健康保険に加入される場合、担当窓口で手続きをしてください。マイナ保険証の作成状況に応じた書類を交付いたします。

※出生届と合わせておこないます。

※社会保険や共済組合等の方は、職場で手続きをしてください。

★手続きに必要なもの：

- ・保護者のマイナ保険証等（保護者が被保険者であることを証する書類）

子ども医療費受給者証（子ども医療費助成）

問合せ窓口：保健福祉課国保担当 TEL87-2161

高校3年生まで（18歳に到達後の3月31日まで）のお子さんが医療機関にかかった時の医療費のうち、保険診療分の自己負担額（医療費の2割または3割）について全額助成します。

◆助成方法

北海道内の多くの医療機関では、受給者証を提示することによりその場で医療費が無料となります。対応していない医療機関及び道外医療機関へ受診した際には、自己負担分の払い戻し手続きとなりますので、必要書類を持参の上窓口までお越しください。

※所得制限はありません。

※生活保護等受給者、親の扶養から外れている方、婚姻等をした方は対象外です。

※入院時の食事、保険外負担（健康診断、予防接種、文章料、室料差額、病衣代）等は助成対象外です。

※学校・部活動等学校管理課下での負傷・疾病は助成対象外です。日本スポーツ振興センターの災害共済給付をご利用ください。

★手続きに必要なもの：

＜出生の手続き時＞

- ・保護者のマイナ保険証等（保護者の医療保険資格が確認できる書類）
- ・印鑑

＜払い戻し手続き時＞

- ・子どものマイナ保険証等（対象者の医療保険資格が確認できる書類）
- ・子ども医療費受給者証
- ・領収書
- ・印鑑
- ・通帳等振込口座のわかるもの

児童手当

問合せ窓口：保健福祉課福祉担当 TEL87-2161

高校生まで（18歳に到達後の3月31日まで）のお子さんを育てている場合に手当を支給します。【令和6年10月（12月支給分）より拡大になりました】

手当の支給額は、児童の年齢等により異なります。詳細はお問合せください。

※初回の申請は、出生届と合わせておこないます。

※公務員の方は職場で手続きをしてください。

★手続きに必要なもの：

- ・請求者（保護者）のマイナ保険証等（保護者が被保険者であることを証する書類）
- ・請求者（保護者）名義の通帳（初回申請のみ）

出産育児一時金

問合せ窓口：保健福祉課国保担当 TEL87-2161

国民健康保険に加入している方が出産した時に、出産育児一時金を支給します。（妊娠12週以降の死産・流産を含む）

◆支給額：50万円（産科医療補償制度加入者）

48.8万円（産科医療保証制度未加入、妊娠22週未満の場合）

◆支払方法：

- ・羅臼町から医療機関等に直接支払われるしくみです（直接支払制度）出産した医療機関で直接支払制度の手続きをおこなってください。
- ・直接支払制度を利用しなかった場合は、出産費用の全額を医療機関でお支払いください。

※退職後6か月以内の出産の場合は退職前に加入していた健康保険で支給が受けられます。

★手続きに必要なもの：

- ・領収書・明細書
- ・出産された方のマイナ保険証等（被保険者であることを証する書類）
- ・印鑑
- ・通帳
- ・母子健康手帳
- ・直接支払制度についての合意文書（直接支払制度を利用された方のみ）

羅臼町出産祝金支給事業

問合せ窓口：保健福祉課子育て支援担当 TEL87-2161

羅臼町民として生まれたお子さんに出産祝金を支給します。

◆支給額：対象児1人につき 50万円

◆対象：令和7年4月1日以降に出生した対象児と同居及び養育・監護する者次に掲げる要件の全てを満たす者

①対象児の出生の日において、対象児を養育・監護する者が、現に羅臼町に居住し住所登録期間が連続して1年を経過している者

②対象児とともに養育・監護する者が、出生の日から起算して1年以上継続して羅臼町に居住し住所を有する意思のある者

③町税、国民健康保険税及びその他町の収入に係る滞納がない世帯に属する者

◆申請・支給方法：

出生の日から起算して60日以内に、羅臼町出産祝金支給申請書兼請求書・羅臼町出産祝金支給申請誓約書を保健福祉課に提出してください。支給決定後、当該申請者の指定する金融機関に口座振替により支給します。

★手続きに必要なもの：

- ・振込をする通帳等

羅臼町紙おむつ用ごみ袋支給事業

問合せ窓口：保健福祉課子育て支援担当 TEL87-2161

町指定ごみ袋（燃やせるごみ袋10リットル10枚入）を、対象新生児1人につき24束を支給します。

◆対象：令和7年4月1日以降に出生した対象児と同居及び養育・監護する者で次に掲げる要件の全てを満たす者

①対象児の出生の日において、対象児を養育・監護する者が、現に羅臼町に居住し住所登録期間が連続して1年を経過している者

②対象児とともに養育・監護する者が、出生の日から起算して1年以上継続して羅臼町に居住し住所を有する意思のある者

◆申請・支給方法：出生の日から起算して60日以内に、羅臼町紙おむつ用ごみ袋支給申請書を保健福祉課に提出してください。現物給付いたします。

新生児聴覚検査費の助成

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

生まれて間もない時期（生後1か月未満）におこなう耳のきこえの検査である新生児聴覚検査の費用を助成します。妊娠27週頃の保健師との面談時に受診票を1枚発行します。

※医療機関で受診票を利用できない場合には払い戻しの手続きをすることになります。（手続きに必要なものは妊婦健診と同じ）



1か月児健康診査の助成

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

医療機関で生後1か月頃に受診する健康診査に対して費用の助成をおこないます。妊娠27週頃の保健師との面談時に、受診票を発行します。

※医療機関で受診票を利用できない場合には払い戻しの手続きをすることになります。（手続きに必要なものは妊婦健診と同じ）

乳幼児期の訪問・健診・相談等

新生児訪問・産婦訪問

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

赤ちゃんが生まれたらお住まいの地区担当の保健師がご自宅へ伺います。お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や育児で気になること、予防接種のことなどのお話をします。

冊子「子どもノート」をプレゼント♪一緒に子どもの育ちを確認します。

産後ケア事業

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

お産と育児の疲れで体調がすぐれない、授乳が上手くいかない、子育てのことがわからない等、何らかの支援を必要とする産婦及び乳児を対象に病院や助産院の助産師から心身のケア、授乳相談、育児相談を受けることができる事業です。

- ◆対象：出産後1年未満の産婦及び乳児
- ◆利用できる施設
 - 町立中標津病院産科
 - 母乳育児相談室ここーレCOCOー（中標津町）
 - 助産院マタニティアイ（釧路町）

★手続きに必要なもの：

- ・母子健康手帳
- ・印鑑

※事前に利用申請が必要です。
産前から申請が可能です。

乳幼児健康診査

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

お子さんの成長発達や健康の状態と一緒に確認するため、右記の時期に健診をおこなっています。日頃、気になることを小児科医師や保健師、栄養士、歯科衛生士にご相談ください。また、1歳を過ぎたら歯科健診と希望者にフッ素塗布もおこないます。対象の方には事前にご案内いたします。

- ◆乳児健診（前期） 対象：3～5か月頃のお子さん
- ◆乳児健診（後期） 対象：9～11か月頃のお子さん
- ◆1歳児健診 対象：1歳0か月～1歳2か月頃のお子さん
※1歳児健診以降は歯科健診をおこないます
- ◆1歳6か月児健診 対象：1歳6か月～1歳8か月頃のお子さん
- ◆3歳児健診 対象：3歳0か月～3歳2か月頃のお子さん
※3歳児健診では尿検査、視覚検査、聴覚検査もおこないます

乳幼児健康相談

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

保健師、栄養士、歯科衛生士が個別の相談をおこないます。こどもの成長や栄養（授乳・離乳食）のこと、お母さんの悩みなどお気軽にご相談ください。乳児相談では図書館司書の絵本の読み聞かせがあり、絵本等のプレゼントもあります。対象の方には事前にご案内いたします。

- ◆乳児健康相談 対象：5～7か月頃のお子さん
- ◆2歳健康相談 対象：2歳0か月～2歳2か月頃のお子さん



離乳食教室

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

2～4か月、9～11か月の時期にご案内します。離乳食の作り方や進め方について調理実習をしながら学んでいきます。対象の方には事前にご案内いたします。

一般フッ素塗布事業

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

むし歯予防の効果があるフッ化物の塗布を無料でおこないます。
 満1歳～就学前までのお子さんが対象です。
 乳幼児健診日に合わせて実施しています。事前に予約が必要です。
 詳細は広報や防災無線でご確認いただくかお問合せください。



幼稚園歯みがき指導

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

幼稚園のお子さんにむし歯予防のお話と歯の磨き方をお伝えします。

幼稚園フッ化物洗口事業

問合せ窓口：教育委員会学務課 TEL87-2129

年中児・年長児の希望者へ、むし歯予防のため、フッ化物による洗口を無料でおこないます。

予防接種

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

お子さんの定期予防接種は知床らうす国保診療所での個別接種となります。

電話相談・来所相談・訪問相談

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 TEL87-2161

希望に応じて保健師、栄養士、歯科衛生士が随時対応しています。赤ちゃんの身長や体重の測定も可能です。ご希望の方はご連絡ください。

一時預かり・託児

就園前の一時的預かり事業

地図①

問合せ窓口：子育て支援センター『ありんこ』 TEL88-1515

羅臼町子育て支援センター『ありんこ』では、ママのリフレッシュ事業の一環として一時預かりをおこなっています。



- *対象児 生後5か月～幼稚園入園前の乳幼児。
- *利用時間 毎週火・水・木曜日の13:00～16:30まで。利用の際には連絡先などを記入していただきます。
- *利用料 子ども一人につき1時間300円、30分150円です。その他に保険料として800円がかかります。年度ごとに切り替える保険のため、有効期限は次の年の3月末までです。初回申込み時にお支払いください。
- *その他 発熱や下痢など、病気感染の恐れがある場合はお断りする場合があります。午後開放もおこなっている状況での一時預かりとなります。利用多数や保育士の不足、事業と重なった場合などによっては申し込み順とさせていただきます、利用をお断りすることもありますのでご了承ください。

羅臼町社会福祉協議会 託児ボランティア 地図⑦

栄町8番地1 Tel87-3243

社会福祉協議会のボランティアセンター機能を活かし、個人ボランティアが託児をおこなう体制を整えています。



●託児の仕組み

- * 託児料 1時間600円程度（兄弟の場合は要相談）
- * 託児場所 個人ボランティアの自宅を基本としますが、イベント会場などへの出張託児もおこなっています。
- * ボランティア会員 11名（子育て経験のあるママたちなので安心です。）

発達やことばに関する相談

羅臼町子ども発達支援センター『ありんこ』 地図①

八木浜町30番地 Tel88-1515

羅臼町子ども発達支援センターでは、発達や成長に心配のあるお子さんへ個別を中心にした療育支援をおこなっています。一人ひとりのお子さんに合った療育や小集団による遊びを通して、発達援助、自立支援の場としてご利用いただけます。



●主な療育紹介

- * 個別指導 一人ひとりの個別指導計画を作成し、個々の発達に応じた課題を設定し、一対一で指導にあたります。時間は1回60分。週1回、隔週、月1回などお子さんにより異なります。
- * 小集団 小集団で遊びを通して人とのやりとりや社会的ルールを学びます。
- * 相談 お子さんの発達で心配なこと、相談などがありましたら、お気軽にお電話ください。

●利用手続き

- ①利用申請 利用を希望する方は、羅臼町役場保健福祉課に「羅臼町子ども発達支援センター利用申込書」を提出し利用の申請をします。（申込書は保健福祉課と『ありんこ』にあります。）
町は、申請を受けて利用の可否を決定します。
- ②許可書交付 利用が決定されると、「羅臼町子ども発達支援センター利用許可書」が交付されます。
- ③センター利用 発達支援センターまたは羅臼町役場保健福祉課より連絡があり、指導内容を確認の上、利用開始となります。

●対象者

- * 羅臼町在住の心身の発達に、遅れや心配がある乳幼児から18歳まで。



巡回療育相談

子どもの発達や成長に心配や不安のある際に、身近なところで相談ができるよう、他市町村より専門職を招き、相談会を実施しています。（事前申込みが必要です。）

地域療育支援 北海道立旭川子ども総合療育センターの医師や専門職が来町し、発達の評価や保護者へその子に応じた関わり方等の助言をおこないます。	申込先： 羅臼町子ども発達支援センター 『ありんこ』 Tel88-1515
くしろ地域生活支援センター巡回相談 くしろ地域生活支援センターの専門職（心理士）が、遊び、言葉、行動、学習、対人面など発達全般に関する相談援助や必要に応じ指導・検査等をおこないます。	
心理・教育情報サービスTe gue^2（てげてげ）心理士相談 心理士が来町し、発達の評価や相談をおこないます。	
りらいふ相談 NPO法人りらいふの専門職（言語聴覚士）が来町し、発声、発音、吃音、言葉の広がりなど、言葉に関することで心配なお子さんに対して、周りの人の関わり方等のアドバイスをおこないます。	
巡回児童相談 釧路児童相談所の児童福祉司と判定員が来町し、子どもや保護者の心理的・教育的判定ならびに指導、子どもの福祉に関する相談などをおこないます。ことば、行動、学習等の問題や非行に関する事、療育手帳に関する事など相談・指導・検査をおこないます。	申込先： 羅臼町役場保健福祉課福祉担当 Tel87-2161

保育園・幼稚園

羅臼町小規模保育施設ちゅーりっぷ保育園

地図⑧

ちゅーりっぷ保育園 栄町63番11 Tel85-7700
 (有)M&Y 釧路郡釧路町曙1丁目2番地14 Tel0154-38-8001
 羅臼町役場保健福祉課 栄町100番地83 Tel87-2161

羅臼町で認可を受けた小規模保育施設です。働く親御さんなどのため生後3か月から預けられます。完全給食でご家庭をサポートさせていただきます。

- **理念** 父母が安心して預けられる家庭的な雰囲気のある保育園
 - **保育目標** 生活習慣の自立を目指し、心身ともに健康で仲間と共に過ごす事を喜び、物事への感動を豊かにする。
- ＊手作り給食＜幼児食・離乳食＞ ＊各種月間・年間行事 ＊傷害保険加入 ＊個人面談あり
 ＊健康診断＜年2回＞
- ★ **入園年齢** 生後3か月～未就園児
 ★ **開園時間** 月～土曜日 7：30～（保護者の出退勤時間によって変動あり）
 ★ **利用の手続きの流れ**
- ①申請 羅臼町役場保健福祉課子育て支援担当にお問い合わせください。その際に入園対象となる場合は申請書類などをお渡しします。
 - ②申請書提出 申請書類などに記入し、羅臼町役場保健福祉課子育て支援担当へ提出します。
 - ③支給認定書交付 羅臼町役場保健福祉課から支給認定書が送付されます。
 - ④保育園へ申込 ちゅーりっぷ保育園へお問い合わせください。支給認定書を持参し面談となります。

羅臼町立羅臼幼稚園
羅臼町立春松幼稚園

地図⑨
地図⑩

緑町301番地 Tel87-2747
八木浜町407番地 Tel88-1616

●経営方針 * 町立幼稚園経営の指針

全ての園児が幼稚園の生活に喜びを持ち、充実感・満足感を味わい、進んで登園する、幼稚園の創造に努力する。

●教育目標 * 心身共に健やかで、心たくましく生きる子どもの育成
・げんきな子 ・やさしい子 ・がんばる子



羅臼町立羅臼幼稚園

★入園年齢 3歳～5歳

★保育時間 月曜日～金曜日

通常保育：8：00～13：00（午前保育は11：30まで）

★休園日 土曜、日曜、祝日、年末年始、夏休み等の長期休業

★預かり保育 保育時間 月曜日～金曜日13：00～15：00

※幼稚園での預かりを希望される園児は、町の認定を受けることにより利用できます。

★特別預かり保育 <月曜～金曜日> 7：30～8：00、15：00～18：00

<夏休み等の長期休業> 7：30～18：00

※保護者の就労等により保育を必要とする園児は、就労証明書の提出で町の認定を受けることにより利用できます。

★園庭開放・・・休園日は、どなたでもご自由に利用できます。



羅臼町立春松幼稚園

学
童
期

4. 学童期



入学前や学童期の健診・検査等

就学時健康診断・就学時検査

問合せ窓口：教育委員会学務課 Tel87-2129

小学校入学前年度の10～11月頃に就学に向けた健康診断や知能検査を実施します。

◆対象：次年度小学校に入学予定の全幼児（幼稚園年長児）
※事前に案内文を送付します。

歯科・内科等の各種検診

問合せ窓口：教育委員会学務課 Tel87-2129

毎年、内科・歯科検診の他、年齢（学年）に応じて眼科・耳鼻科・尿検査等、各種検診をおこないます。なお、身体測定や視力検査等は各幼稚園・学校でおこなっています。詳細は学校を通じてご案内します。

小学生・中学生フッ化物洗口事業

問合せ窓口：教育委員会学務課 Tel87-2129

むし歯予防のため、フッ化物による洗口を無料で実施しています。

◆対象：小学1年生から中学3年生の希望者

エキノコックス症検診

問合せ窓口：保健福祉課保健担当 Tel87-2161

エキノコックス症の早期発見のために、小学3年生と中学2年生の希望者を対象に血液検査を実施します。

※事前に小中学校を通じてご案内いたします。当日は学校巡回による血液検査（採血）となります。